

ライドシェアの推進に対する慎重な検討を求める意見書

平成26年1月に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「改正タクシー特措法」という。）は、タクシー市場特有の供給過剰への対応をより効果的に進めながら、タクシーの安全性やサービス水準を一層向上させることを目的としている。

一方、政府はシェアリングエコノミー検討会議や規制改革推進会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うライドシェアを含めた検討・議論を行っている。

ライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為、いわゆる白タク行為に該当するとの指摘がある。また、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かずに自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護の観点から大きな問題が生じる懸念があり、改正タクシー特措法の意義を損なうことが危惧されている。

よって、国会及び政府におかれては、利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があり、さらに改正タクシー特措法の意義を損なうことが懸念されるライドシェアについては、十分慎重な検討・対応を行うよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
国 土 交 通 大 臣	